

## 第 100 回プリオン専門調査会

## 「I. 背景」

## 1 1. はじめに

1990 年代前半をピークとして、英国を中心に欧州において多数の牛海綿状脳症（BSE）が発生し、1996 年には、世界保健機関（WHO）等において BSE の人への感染が指摘された。一方、2001 年 9 月には、日本国内において初の BSE の発生が確認された。こうしたことを受けて、日本では 1996 年に反すう動物の組織を用いた飼料原料について反すう動物への給与を制限する行政指導を行い、2001 年 10 月に全ての動物由来たん白質の反すう動物用飼料への使用を禁止するなど、これまで、国内措置及び国境措置からなる各般の BSE 対策を講じてきた。

食品安全委員会は、これまで、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について—中間とりまとめ—（2004 年 9 月）」を取りまとめるとともに、厚生労働省及び農林水産省からの要請を受けて食品健康影響評価を実施し、「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価（2005 年 5 月）」及び「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る食品健康影響評価（2005 年 12 月）」について取りまとめた。その後、自ら評価として食品健康影響評価を実施し、「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー、ニュージーランド、バヌアツ、アルゼンチン、ホンジュラス、ノルウェー：2010 年 2 月から 2012 年 5 月まで）」を取りまとめた。

さらには、2011 年 12 月に厚生労働省からの要請を受けて、国内の検査体制、輸入条件といった食品安全上の対策全般について、最新の科学的知見に基づき再評価を行うことが必要とされたことを踏まえ、食品健康影響評価を実施し、「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価（2012 年 10 月及び 2013 年 5 月）」を取りまとめた。引き続き、厚生労働省からの要請を受け、アイルランド、ポーランド、ブラジル、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン及びイタリアについて、日本に輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価を取りまとめた（2013 年 10 月から 2016 年 1 月まで）。

今般、厚生労働省から、「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価」の要請（諮問）があった。

## 2. 諮問の背景

日本における牛海綿状脳症（BSE）国内対策については、2012 年 10 月及び 2013 年 5 月の食品安全委員会の食品健康影響評価を踏まえ、2013 年 2 月及び 7 月にと畜場におけるスクリーニング検査の対象月齢及び特定危険部位（SRM）の範囲が見直された。

1 現在の国内措置の根拠の一つである 2013 年 5 月の食品安全委員会の食品  
2 健康影響評価では、以下のとおり記載している。

3 ○2009～2015 年には BSE の摘発頭数はほぼ 0 となり、以降、日本におい  
4 て飼料等を介して BSE が発生する可能性は極めて低くなるものと推定。

5 ○当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生  
6 状況に関するデータ及び BSE に関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえ  
7 て、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判  
8 断した。

9 厚生労働省は、2013 年 7 月から 2015 年末までに食用としてと畜された 48  
10 か月齢超の牛は、BSE スクリーニング検査の結果が全て陰性であり、BSE 感  
11 染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じたリスク管理措置の検討が必  
12 要があるとしている。また、OIE 基準よりも高い水準を維持する場合には科  
13 学的な正当性を明確化する必要がある。なお、欧州連合においては、近年、と  
14 畜場での BSE スクリーニング検査の対象や SRM の範囲を見直している。

### 15 16 3. 諮問事項

17 厚生労働省からの諮問事項及びその具体的な内容は以下のとおりである。

18 牛海綿状脳症（BSE）対策について、以下の措置を講ずること。

（1）と畜場における BSE 検査について、牛海綿状脳症対策特別措置法  
（平成 14 年法律第 70 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく検査の対象  
となる牛の月齢の改正。

（2）特定部位について、牛海綿状脳症対策特別措置法第 7 条第 2 項並  
びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 6 条及び第 9 条の規定  
に基づき、衛生上支障のないように処理しなければならない牛の部  
位の範囲の改正。

（3）牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について、食品衛生法（昭  
和 22 年法律第 233 号）第 11 条及び第 18 条に基づく規格基準の改  
正。

（具体的な諮問内容）

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

（1）検査対象月齢

食用にと畜される健康牛の BSE 検査について、現行基準を継続  
した場合と廃止した場合のリスクを比較。なお、と畜場での検査は、  
生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経  
症状が疑われたもの及び全身症状を呈する 24 か月齢以上の牛のみ

を検査対象とする。

(2) SRM の範囲

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較。